

【資料 1－1】

福島県安全で安心な県づくり推進会議について

1 安全で安心な県づくりの推進に関する条例制定の趣旨

県民の安全、安心な暮らしを脅かす諸問題は、日々、複雑化、多様化しており、これらに対処するためには、県、市町村などの行政機関による施策を着実に実施していくことはもとより、県民一人一人が地域社会の構成員として、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、身近なところから危険に気付き、備えることが大切である。

このため、県民等の安全、安心に関する自主的活動を促す「県民参画の推進」と、県を始め市町村、県民、N P Oや事業者が一体となって取り組む「各主体相互の連携・協力の推進」などを基本理念として、防災、防犯、食品の安全確保、消費者保護などの10分野における施策を総合的かつ計画的に展開するため平成21年4月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」を制定した。

なお、「犯罪被害者等支援の推進」については、新たに「福島県犯罪被害者等支援条例（令和4年4月1日施行）」を制定したことに伴い削除となった。

2 福島県安全で安心な県づくり推進に関する基本計画

(1) 基本目標

本条例に基づき、平成22年3月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」を策定し、現在は、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など9の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指す。

(2) 指標の設定と進行管理

計画期間の取組の到達点を数値等の目標として明らかにした「指標」を設定し、取組の効果の検証や適切な評価を行う。また、計画に基づく取組の状況、指標等の状況は、毎年度取りまとめの上、公表する。

(3) 計画の改定

東日本大震災と原子力災害の発生を受け、避難による地域コミュニティの崩壊など計画策定時の想定を超えて大きく変化した社会情勢に対応するため平成25年3月に改定を行った。

さらに、避難指示区域の再編が進み、また、豪雨災害などこれまでに経験したことのないような自然災害の頻発や高齢者を狙った詐欺や子供に対する虐待など県民の安全安心を脅かす事象も多岐にわたり発生していることなどを踏まえ平成29年3月に改定を行った。

加えて、令和元年東日本台風や福島県沖地震等の自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大、A L P S処理水の処分方針の決定などの社会情勢を踏まえ、令和4年3月に改定を行った。

(参考)

これまでの経過

平成 20 年 12 月 24 日

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」公布（平成 21 年 4 月 1 日施行）

平成 22 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H22－26 年度）」策定

平成 23 年 3 月 11 日

東日本大震災

平成 25 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H25－32 年度）」改定

平成 29 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（H29－32 年度）」改定

令和 4 年 3 月

「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画（R 4 － R 12 年度）」改定